

建築基準法関係申請手数料(愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号))

【令和7年4月1日現在】(※赤字部分:改訂箇所、青字部分:新設箇所)

1. 確認申請等(建築物)

(単位:円)

	床面積(n) (単位:平方メートル)	確認申請		計画変更	中間検査	完了検査			
		省エネ基準 審査なし	省エネ基準 審査あり (※1)			中間検査を受けない場合		中間検査を受けた場合	
						省エネ基準 検査なし	省エネ基準 検査あり (※2)	省エネ基準 検査なし	省エネ基準 検査あり (※2)
建築物	n ≤ 30	9,000	24,000	備考欄② (変更に係る部分 の床面積 の1/2)	15,000	14,000	20,000	(14,000)	(20,000)
	30 < n ≤ 100	15,000	30,000		18,000	17,000	23,000	(17,000)	(23,000)
	100 < n ≤ 200	22,000	37,000		25,000	23,000	29,000	(22,000)	(28,000)
	200 < n ≤ 300	29,000	57,000		34,000	31,000	42,000	(30,000)	(41,000)
	300 < n ≤ 1,000	51,000	96,000		55,000	52,000	72,000	(50,000)	(70,000)
	1,000 < n ≤ 2,000	72,000	117,000		74,000	71,000	103,000	(66,000)	(98,000)
	2,000 < n ≤ 5,000	211,000	281,000		166,000	166,000	263,000	(161,000)	(258,000)
	5,000 < n ≤ 10,000	211,000	302,000		166,000	166,000	320,000	(161,000)	(315,000)
	10,000 < n ≤ 25,000	355,000	446,000		269,000	268,000	462,000	(263,000)	(457,000)
	25,000 < n ≤ 50,000	355,000	446,000		269,000	268,000	511,000	(263,000)	(506,000)
	50,000 < n	687,000	778,000		554,000	528,000	771,000	(524,000)	(767,000)

(備考)

・上記の床面積の合計は、それぞれ次に定める面積について算定する。

①建築物を建築する場合(②に掲げる場合及び移転する場合を除く。)

当該建築に係る部分の床面積

②確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)

当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

③建築物を移転・大規模の修繕・大規模の模様替・用途を変更する場合(④に掲げる場合を除く。)

当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の1/2

④確認を受けた建築物の計画を変更して、建築物を移転・大規模の修繕・大規模の模様替・用途を変更する場合

当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2

⑤中間検査の床面積

建築物に関する中間検査の実施(平成13年5月18日告示第1021号)に規定する特定工程に係る部分の床面積

・省エネ基準審査・検査が必要な建築物は、次のとおり。

(※1)確認申請において省エネ基準審査が必要な建築物

仕様基準により省エネ基準への適合性を確認した住宅(建築基準法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物を除く。)

(※2)完了検査において省エネ基準検査が必要な建築物

省エネ基準適合義務対象の建築物(建築基準法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物を除く。)

2. 確認申請等(建築設備又は工作物)

(単位:円)

	摘 要	確認申請	計画変更	中間検査	完了検査	
					中間検査を受けない場合	中間検査を受けた場合
建築設備 又は 工作物	建築設備	13,000	8,000	18,000	20,000	(19,000)
	小荷物昇降機	7,000	5,000	12,000	13,000	(12,000)
	工作物	11,000	6,000	13,000	13,000	

3. 建築許可・認定申請(抜粋)

(単位:円)

建築基準法	摘 要	許可・認定
第7条の6第1項第1号	仮使用の認定	136,000
第43条第2項第1号	敷地と道路との関係の認定	31,000
第43条第2項第2号	敷地と道路との関係の許可	37,000
第44条第1項第2号	道路内の建築許可	37,000
第44条第1項第3号	道路内の建築認定	31,000
第44条第1項第3号	道路内の公共用歩廊等の建築許可	182,000
第48条各項ただし書	用途地域等における建築等許可	201,000
第51条ただし書	特殊建築物等の位置の許可	182,000
第55条第3項	建築物の高さの特例許可	182,000
第56条の2第1項ただし書	日影による建築物の高さの特例許可	182,000
第85条第5項	仮設興行場等の建築許可	136,000

建築物省エネ法 省エネ適判申請手数料

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条及び第12条関係

【住宅】戸数区分

(単位:円)

区分 (申請住戸の数)		【性能基準】	【仕様基準】	【仕様・計算併用 基準】
1戸	～200㎡未満	41,700	21,500	31,200
	200㎡～	46,600	23,100	34,500
2	～ 4戸	83,900	40,200	62,000
5	～ 15戸	139,900	69,500	104,300
16	～ 45戸	238,300	125,800	181,600
46	～	341,700	190,400	265,700

【非住宅】延べ面積区分

(単位:円)

区分(面積)	【モデル建物法】		【標準入力法・主要室入力法】	
		工場等減額措置 (エネルギー消費性能の 評価等なし施設共)		工場等減額措置 (エネルギー消費性能の 評価等なし施設共)
～ 300未満	105,700	23,100	275,600	28,000
300 ～ 1000未満	134,400	32,400	345,200	37,700
1,000 ～ 2000未満	176,900	45,800	445,500	52,300
2,000 ～ 5000未満	286,100	115,400	635,700	123,500
5,000 ～ 10000未満	373,500	173,600	782,900	182,500
10,000 ～ 25000未満	448,800	215,700	925,400	225,400
25,000 ～	526,400	267,500	1,055,600	278,800

※変更認定及び軽微な変更証明は新規認定手数料の1/2 (100円未満は四捨五入)

※工場等減額措置の対象用途

- 工場 ○危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○水産物の増殖場若しくは養殖場
- 倉庫 ○卸売市場 ○火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

建築物省エネ法・エコまち法 認定申請手数料

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条関係

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条関係

【住宅】戸数区分

(単位:円)

区分 (申請住戸の数)		(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合	(事前審査なし)		
			【性能基準】	【仕様基準】	【仕様・計算 併用基準】
1戸	～200㎡未満	6,100	41,700	21,500	31,200
	200㎡～	6,100	46,600	23,100	34,500
2	～ 4戸	11,900	83,900	40,200	62,000
5	～ 15戸	25,000	139,900	69,500	104,300
16	～ 45戸	55,400	238,300	125,800	181,600
46	～	99,000	341,700	190,400	265,700

【非住宅】延べ面積区分

(単位:円)

区分 (面積)		(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合	(事前審査なし)			
			【モデル建物法】		【標準入力法・主要室入力法】	
					工場等減額措置 (エネルギー消費性能 の評価等なし施設共)	
～ 300未満		11,800	105,700	23,100	275,600	28,000
300	～ 1000未満	20,300	134,400	32,400	345,200	37,700
1,000	～ 2000未満	32,800	176,900	45,800	445,500	52,300
2,000	～ 5000未満	97,600	286,100	115,400	635,700	123,500
5,000	～ 10000未満	154,200	373,500	173,600	782,900	182,500
10,000	～ 25000未満	194,700	448,800	215,700	925,400	225,400
25,000	～	243,200	526,400	267,500	1,055,600	278,800

※変更認定は新規認定手数料の1/2 (100円未満は四捨五入)

※事前審査あり：別途知事が定める書面により省エネ基準への適合が確認できる場合

※工場等減額措置の対象用途

- 工場 ○危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○水産物の増殖場若しくは養殖場
- 倉庫 ○卸売市場 ○火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

建築士事務所登録手数料の改正

	改正前		改正後
一級	18,000円	→	<u>28,000円</u>
二級・木造	13,000円		

宅地建物取引業の免許申請手数料の改正

	改正前		改正後
免許 免許の更新	33,000円	→	33,000円 <u>(電子申請は26,500円)</u>